

令和元年 12 月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和元年 12 月 6 日（金） 午後 4 時 00 分から午後 5 時 15 分
- 2 開催場所 和水町役場本庁 3 階中会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（9 名）

会 長	1 番	荒木 政士			
会長代理	2 番	甲斐 正晴			
委 員	4 番	本山 圭司	5 番	有働 憲一	
	6 番	石原 由紀	7 番	内田 耕臣	8 番 金栗 孝義
	10 番	亀崎世志矢	11 番	上妻美津子	
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（2 名）

3 番 平山 正光	9 番 池田 好博
-----------	-----------
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（13 名）

菊水中央区域	猪口 琢真	石原 武則		
菊水南区域	上田 憲一			
菊水東区域	川原 京一	庄山 慶司		
菊水西区域	坂本 正則			
緑区域	上妻 芳樹	牛島 繁	竹下 周三	
神尾区域	古閑原秀春	中畑 昇		
春富区域	三串 直人	柿原 学		
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（4 名）

前淵慎一郎	福永 泰信	渡辺 秀敏	渡辺 陽三
-------	-------	-------	-------
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について
議案第 4 号	空き家に付属した農地の指定について
 - 6 報 告
 - 7 そ の 他
 - 8 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（2 名）

事務局長	松尾 修（兼庶務係長）
参 事	西川 佳孝
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0 名）

事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和元年 12 月 和水町農業委員会総会を開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。

総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第 6 条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳っております。

本日は、11 名中 9 名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

和水町農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳っておりますので、会長には、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。

和水町 農業委員会 会議規則 第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、

4 番 本山委員 と 5 番 有働委員 に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を、議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

農地法第 3 条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

——— 事務局が、申請番号 42～45 について説明 ———

申請番号 42 農業者年金にかかる使用貸借権再設定

申請地は榎原地区内の田2筆と焼米地区内の田1筆です。農業者年金に係る使用貸借権の再設定になります。

農業者年金の再設定というのが、自分で耕作していた農地を自分の子や第三者へ貸し付けると経営移譲年金という、通常より高い年金を受給することができます。しかし、10年間それらの農地全てを耕作しなければならないという制限があり、一部でも、耕作を放棄したり転用したりすると経営移譲年金が停止してしまうという制限があります。10年を超えたところで、再設定ということで契約を再び結びなおすことでその制限を外すことができるという制度でございます。

申請番号 43 売買（空き家に付属した農地）

申請地は、板楠地区の田1筆です。現地は保全管理してありました。先月空き家に付属した農地に指定した農地でございます。

申請番号 44 農業者年金にかかる使用貸借権再設定

申請地は、板楠地区内の田畑15筆です。
こちらも農業者年金に係る使用貸借権の再設定になります。

申請番号 45 農業者年金にかかる使用貸借権再設定

申請地は、中林、西吉地地区内の田畑8筆です。
こちらも農業者年金に係る使用貸借権の再設定になります。

これらの案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。
申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行うものと見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。
申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。
申請番号43は、空き家に付属した農地の別段面積となり、
その他の案件は、農業委員会が定める30aを上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。
取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、
地域との調和に支障が生じることはないと思われます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

議長 荒木

1つ質問ですが、再設定の年数が10年、20年、25年とバラバラですが、年齢などの基準があるのですか？

事務局 松尾

基準というのは特にはないのですが、息子さんが父親の年齢を考えられて設定され

上妻芳 委員

ます。再設定には、全部事項証明書の添付が必要なため、1筆当たり600円がかかりますので、筆数が多くなるとそれだけ費用もかかってくることになります。手間と経費を考慮して設定されています。

事務局 松尾

申請番号43の譲受人の方はこちらに移住されて来たのですか。

まだ、農業委員会の許可が出ておりませんので、定かではありませんが、基本はそういうことになろうかと思います。まちづくり推進課が担当課ですので、永住されることになるのか、週に何回か泊まりに来るのかといったところまでは、把握しておりません。

議長 荒木

他に質問はございませんか。

無いようですので、採決をします。

—— 異議なしの声 ——

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

ありがとうございました。

議案第1号については、原案のとおり決定しました。

事務局 松尾

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局の説明をお願いします。

—— 事務局が、申請番号 22 について説明 ——
申請番号22 個人住宅

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

借人は、熊本市にお住まいですが、母の土地を借受け個人住宅として転用されるものです。給水はボーリングを行い、雨水は西側にある既設の水路に放流します。生活雑排水・汚水は合併浄化槽を設置して処理水を既設の水路に放流する計画です。

申請地は土地造成の際に申請地にバラスを敷く程度で、土砂の流出はないと思われます。万一被害等が生じた場合には責任を持って対処されるということです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和2年12月30日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、東側に農地はありますが、東側以外は貸人の所有地です。平屋建てであることや周辺農地への位置関係等を考慮すると、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、議案第2号 申請番号22について、猪口委員の報告をお願いします。

猪口委員

申請番号22について、猪口が報告します。
12月3日に、平山委員と私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、株式会社ネクサスから南東へ200mほど進んだところにある瀬川地区の畑で、保安全管理してありました。
平屋建てであることや、位置関係を考慮すると、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。
審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。
続いて申請番号23について事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

申請番号23 個人住宅

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

——— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ———

譲受人は、荒尾市にお住まいですが、申請地を個人住宅として転用されるものです。ボーリングにより給水し、雨水は宅内雨水枡から東側にある水路に放流します。生活雑排水・汚水は合併浄化槽を設置して処理水を東側の水路に放流する計画です。

申請地は土地造成の際には隣地、近隣農地等に被害が及ばないように、粉塵等も発生しないよう散水等をおこなうなど万全を期すとのことです。万一被害等が生じた場合には責任を持って対処されるとのことです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで「第1種農地」に該当し、原則として転用の許可をすることはできない農地となります。

しかし、集落に接続して住宅等を建築する場合には許可ができる例外規定により、申請地のほかに適当な代替地がないとも判断されますので、許可の対象となります。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和2年12月28日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、熊本県が定める運用規定の500㎡を上回っておりますが、申請地東側は2m近いガケがあり、ガケ条例に準じて規程の距離を確保して住宅を建築するよう計画しており、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、西側と南側に農地がありますが、位置関係及び建物の配置等から、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、議案第3号 申請番号23について、柿原 推進委員 の報告をお願いします。

柿原推進委員

申請番号23について、柿原 が報告します。
12月3日に、私と、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、旧春富小跡から北へ1.4kmほどのところにある中和仁地区の畑で、野菜が作付けしてありました。
位置関係及び建物の配置等から周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。
審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。
議案第3号 につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

無いようですので、採決をします。
議案第3号 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

ありがとうございました。
議案第3号 は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を議題とします。

今回、申請番号169 は、石原由紀 委員と庄山委員が、申請番号170 は、石原由紀 委員が関与される案件です。

また、申請番号175～179は は、亀崎 委員が、申請番号184 は、金栗 委員が、申請番号186 は、松尾局長が関与される案件です。

議事参与の制限がありますので、まずは、それらの案件を除いて審議します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。

「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。
借人・貸人の敬称は、略します。

—— 事務局が、申請番号 167・168・171～174・180～183・185 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします

議長 荒木

ただ今、事務局から説明がありました。
議案第４号の申請番号 167・168・171～174・180～183・185 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。
議案第４号 申請番号 167・168・171～174・180～183・185 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

ありがとうございました。
議案第４号 申請番号 167・168・171～174・180～183・185 については、原案のとおり決定しました。

次に、申請番号 169 について、審議します。
石原由紀 委員と庄山委員の退室をお願いします。

—— 石原由紀 委員、庄山委員 退室 ——

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

—— 事務局が、申請番号 169 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号 169 について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。
申請番号 169 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

ありがとうございました。
申請番号 169 については、原案のとおり決定しました。
庄山委員 の入室を、お願いします。

—— 庄山 委員、入室 ——

次に、申請番号 170 について、審議します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

—— 事務局が、申請番号 170 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。

議長 荒木

以上です。よろしくお願いします。

ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号 170 について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。

申請番号 170 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

ありがとうございました。

申請番号 170 については、原案のとおり決定しました。
石原由紀 委員 の入室を、お願いします。

—— 石原由紀 委員、入室 ——

次に、申請番号 175～179 について、審議します。
亀崎委員の退室をお願いします。

—— 亀崎 委員 退室 ——

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

—— 事務局が、申請番号 175～179 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号 175～179 について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。

申請番号 175～179 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

ありがとうございました。

申請番号 175～179 については、原案のとおり決定しました。
亀崎 委員 の入室を、お願いします。

—— 亀崎 委員、入室 ——

次に、申請番号 184 について、審議します。
金栗委員の退室をお願いします。

—— 金栗 委員 退室 ——

議長 荒木

それでは、事務局の説明をお願いします。

—— 事務局が、申請番号１８４ について説明 ——

事務局 西川

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします。

ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号１８４ について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。
申請番号１８４ について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

ありがとうございました。
申請番号１８４ については、原案のとおり決定しました。
金栗 委員 の入室を、お願いします。

—— 金栗 委員、入室 ——

議長 荒木

次に、申請番号１８６ について、審議します。
松尾局長の退室をお願いします。

—— 松尾局長 退室 ——

それでは、事務局の説明をお願いします。

—— 事務局が、申請番号１８６ について説明 ——

事務局 西川

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号１８６ について、何か質問等がありましたらお願いします。

石原由 委員

売買価格はどうなっているのでしょうか？

事務局 西川

無償でございます。

議長 荒木

他に質問はございませんか？

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。
申請番号１８６について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

ありがとうございました。
申請番号１８６ については、原案のとおり決定しました。
松尾局長の入室を、お願いします。

—— 松尾局長、入室 ——

議長 荒木

次に、議案第４号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とします。
事務局の説明を、お願いします。

議案第４号「空き家に付属した農地の指定について」です。

—— 事務局が、申請番号３について説明 ——

事務局 西川

「和水町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」第５条（指定の条件）を、
全て満たしています。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
申請番号３ について、甲斐会長代理 の報告をお願いします。

甲斐会長代理

申請番号３について、甲斐が報告します。
１２月３日に、私と事務局で現地確認を行いました。
申請地は、ふれあい会館から南へ４００mほど行ったところにある畑で、空き家の隣の農地にはみかんと柿が植えてありました。もう１筆は保全管理してありました。
空き家に付属した農地へ指定して、支障は無いと考えます。
審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員からの報告がありました。
議案第４号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。
議案第４号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

ありがとうございました。
議案第４号については、原案のとおり決定しました。

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 松尾

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

今月は報告はありません。

7 その他（連絡事項）
事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。これもちまして、令和元年１２月 和水町農業委員会
総会を、閉会します。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 5 番

会議録調製者 西川 佳孝
本誌（表紙除く） 12頁